POPs条約使用禁止物質 中鎖塩素化パラフィン（MCCP）対応についてのお知らせ

平素は、三菱電機ACサーボシステムに対し格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、新たに残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）附属書A（廃絶）に追加された物質への対応についてお伝えいたします。
今回、当該規制に対応すべく、POPs条約にて規制される中鎖塩素化パラフィン（MCCP）を含有する部品の使用を取り止めさせていただきます。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象機種

(1) 初版時点

サーボモータ　　HG-AK_B_

※上記製品を母体とした派生品も変更の対象となります。

(2) A版改訂時点の追加

バッテリケーブル	MR-BT6V1CBL03M, MR-BT6V1CBL1M
バッテリ中継ケーブル	MR-BT6V2CBL03M, MR-BT6V2CBL1M, MR-BT6VCBL03M
リニアサーボモータ用中継ケーブル	MR-J4THCBL03M
バッテリセット	MR-J3W03BATSET

(3) B版改訂時点の追加

コンバータユニット	MR-CR55K, MR-CR55K4

※上記製品を母体とした派生品も変更の対象となります。

2. 変更理由

2025年12月16日、国連事務総長から加盟国へ上記条約の附属書A（廃絶）へ3物質（中鎖塩素化パラフィン（MCCP）、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質、クロルピリホス）が追加となる通知が発令されました。条約締結国は、国連の通知から1年以内に各国の法令にて規制内容と規制開始時期を制定することが求められております。
各国の法令で当該物質の規制開始後、当該物質を含有した製品を流通・販売できなくなる可能性があります。そのため、当該規制に対応すべく、POPs条約にて規制される中鎖塩素化パラフィン（MCCP）を含有する部品の使用を取り止めます。なお、長鎖ペルフルオロカルボン酸（LC-PFCA）とその塩及びLC-PFCA関連物質は、現在生産中の製品において含有する対象機種はございません。また、クロルピリホスは、殺虫剤用途のため、現在生産中の製品において含有する対象機種はございません。

3. 変更内容

対象機種を構成する部品のうち、中鎖塩素化パラフィン（MCCP）を含む部品については、当該物質を含有しない部品に切り替えます。本変更に伴う製品の一般仕様、性能仕様、機能、および外形寸法は従来品から変更ございません。

発行日付	2026年3月 改訂2026年10月	件名	POPs条約使用禁止物質 中鎖塩素化パラフィン（MCCP） 対応についてのお知らせ	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14　℡(052)721-2111大代表

4. 対応時期

(1) 初版時点の対象機種
2026年6月製造分より順次対応を実施しております。

(2) A版改訂時点で追加の対象機種
2026年9月製造分より順次対応を実施しております。

(3) B版改訂時点で追加の対象機種
2026年11月製造分より順次対応を実施いたします。

なお、変更前後の製品が流通段階で混在する場合がございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

※各国の規制状況により、上記の対応時期は変更する可能性がございます。

5. 注意事項

対象機種および対象機種を搭載した装置を国外に輸出される場合は、各国の当該条約の規制内容についてご確認いただき、ご対応いただくようお願いします。

改訂履歴

副番	発行日付	改訂内容
A	2026年6月	対象機種を追加しました。調査時点の年月、および変更理由を更新しました。
B	2026年10月	冒頭文を追記しました。調査時点の年月を削除し、変更理由を更新しました。 対象機種を追加しました。対応時期を更新しました。(A版改訂時点で追加の対象機種: 10月 → 9月)